

（第71号議案）

【附則第3項関係】中野区職員の懲戒に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条・第2条（略）            （減給の効果）</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の範囲で給料  <u>（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第</u>  <u>22条の2第1項第1号に掲げる職員について</u>  <u>は、報酬（中野区会計年度任用職員の給与及び費</u>  <u>用弁償に関する条例（令和元年中野区条例第</u>  <u>号）第7条第1項に規定する地域手当に相当する</u>  <u>報酬、第8条第1項に規定する特殊勤務手当に相</u>  <u>当する報酬、第10条第1項に規定する超過勤務</u>  <u>手当に相当する報酬、第11条に規定する休日給</u>  <u>に相当する報酬及び第12条に規定する夜勤手</u>  <u>当に相当する報酬を除く。）</u>及び暫定手当の合            計金額の5分の1以下を減ずるものとする。</p> <p>第4条～第6条（略）            附則（略）</p>	<p>第1条・第2条（略）            （減給の効果）</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の範囲で給料及            び暫定手当の合計金額の5分の1以下を減ずる            ものとする。</p> <p>第4条～第6条（略）            附則（略）</p>

【附則第4項関係】中野区職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第15条（略）            （部分休業における給与の減額）</p> <p>第16条 職員が部分休業の承認を受けて勤務し            ない場合には、中野区職員の給与に関する条例            （昭和26年中野区条例第16号。以下「給与条            例」という。）第13条第1項、中野区立幼稚園            教育職員の給与に関する条例（平成12年中野区            条例第14号。以下「幼稚園教育職員給与条例」            という。）第19条第1項、<u>中野区立小学校及び</u>  <u>中学校教育職員の給与に関する条例（平成29年</u>  <u>中野区条例第38号。以下「小中学校教育職員給</u>  <u>与条例」という。）第14条第1項及び中野区会</u>  <u>計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条</u>  <u>例（令和元年中野区条例第号。以下「会計年度</u>  <u>任用職員給与条例」という。）第9条第1項から</u>  <u>第3項までの規定にかかわらず、その勤務しない</u>  <u>1時間につき、給与条例第17条、幼稚園教育職</u>  <u>員給与条例第22条、小中学校教育職員給与条例</u></p>	<p>第1条～第15条（略）            （部分休業における給与の減額）</p> <p>第16条 職員が部分休業の承認を受けて勤務し            ない場合には、中野区職員の給与に関する条例            （昭和26年中野区条例第16号。以下「給与条            例」という。）第13条第1項、中野区立幼稚園            教育職員の給与に関する条例（平成12年中野区            条例第14号。以下「幼稚園教育職員給与条例」            という。）第19条第1項及び中野区立小学校及            び中学校教育職員の給与に関する条例（平成29            年中野区条例第38号。以下「小中学校教育職員            給与条例」という。）第14条第1項の規定にか            かわらず、その勤務しない1時間につき、給与条            例第17条、幼稚園教育職員給与条例第22条及            び小中学校教育職員給与条例第17条に規定す            る勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を            支給する。</p>

第17条及び会計年度任用職員給与条例第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額(同条にあっては、報酬額)を減額して給与を支給する。

第17条・第18条 (略)

附 則 (略)

第17条・第18条 (略)

附 則 (略)